

食品表示ミス防止・食品トレーサビリティに関するセミナー

食品表示ミス防止のチェックポイント

2025年1月22日

講師 天明英之（食品表示活用研究会）
（事務局：有限責任監査法人トーマツ）

本日の流れ

Ⅲ 食品表示ミス防止のチェックポイント

1. 生鮮食品 小売り	4
(1) 企画	4
(2) 仕入れ	7
(3) 加工・調整	9
(4) ラベル作成・表示	10
(5) 販売・出荷	13
2. 加工食品 小売り	14
(1) 企画	14
(2) 包装・箱詰め	18
3. 加工食品 製造	24
(1) 企画	24
(2) 原材料調達	29
(3) 製造・加工	30
(4) 包装・箱詰め	32

食品表示ミス防止のチェックポイント

1. 生鮮食品 小売り

(1) 企画

①はまぐり

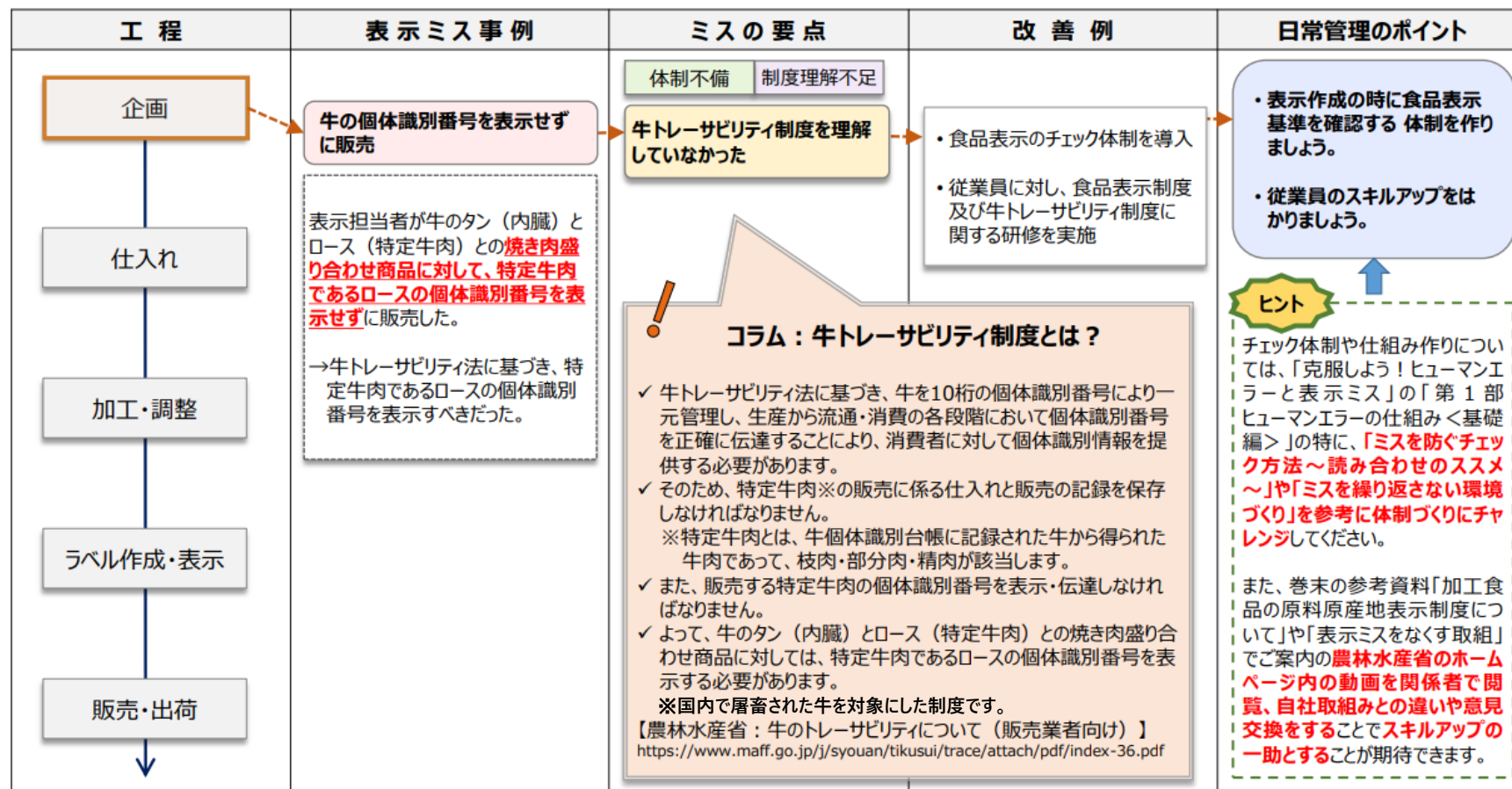
認識不足による誤表示

工 程	表 示 ミ ス 事 例	ミ ス の 要 点	改 善 例	日常管理のポイント
企画 仕入れ 加工・調整 ラベル作成・表示 販売・出荷	一般的名称でない「はまぐり ホンピノス」と表示して販売 店長が、仕入れた「ホンピノス貝」について、「白はまぐり」と通称されていたことから、名称を「はまぐり ホンピノス」と表示して販売した。 →食品表示基準に基づき、以下のような商品の一般的な名称を表示すべきだった。 『ホンピノスガイ』 	制度理解不足 生鮮水産物の一般的な名称の認識が不十分であった	・店長を含む全従業員に対し、食品表示制度に関する研修を実施	・表示に関連するルール（食品表示基準、ガイドライン等）は改訂されることもあるため、常に最新の情報を従業員間で共有しましょう。 ・従業員のスキルアップをはかりましょう。
コラム：魚介類の名称の表示 ✓ 魚介類は、原則として種ごとの名称（標準和名）で表示します。 ✓ なじみがない標準和名等の表示により、消費者が混乱する可能性がある場合、種に応じて、より広く一般に使用されている名称を表示することができます。 ✓ 名称の表示を行う際は、「魚介類の名称のガイドライン」（消費者庁「食品表示基準Q&A」別添）に ならい、適切な表示を行いましょう。 【消費者庁：食品表示基準Q&A】 https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/food_labeling_act/ 【消費者庁：魚介類の名称のガイドライン】 https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/food_labeling_act/assets/food_labeling_cms201_220615_11.pdf				

1. 生鮮食品 小売り (1) 企画

②牛の個体識別番号

認識不足による一部項目の表示漏れ

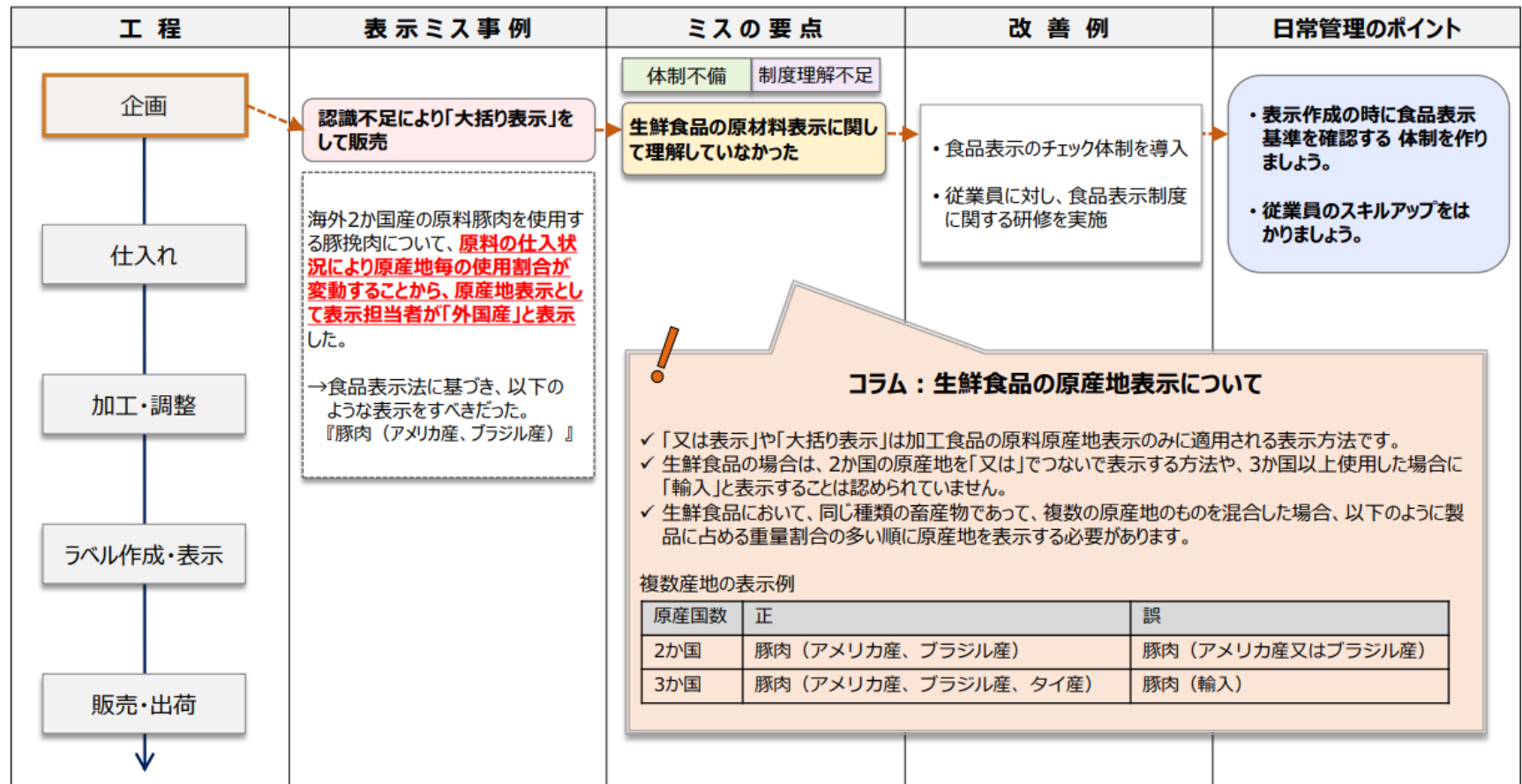


1. 生鮮食品 小売り

(1) 企画

③大括り表示

認識不足による誤表示



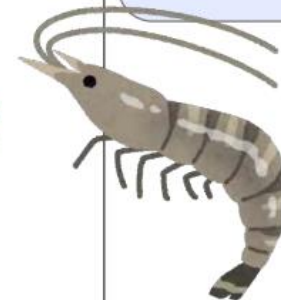
1. 生鮮食品 小売り

(2) 仕入れ

④仕入れ先と伝達ミス

誤ったデータの使用

工 程	表 示 ミ ス 事 例	ミ ス の 要 点	改 善 例	日 常 管 理 の ポ イ ン ト
企画 ↓ 仕入れ ↓ 加工・調整 ↓ ラベル作成・表示 ↓ 販売・出荷 ↓	仕入れ先との伝達ミスにより、誤った原産地名を表示して販売 <仕入れ先側> 商品箱に正しい原産地名を記載していたが、納品時にエビの納品伝票の原産地名を誤って記載した。 <スーパーの仕入担当者側> 納品伝票と商品箱の表示のチェックを行わず、納品伝票上の誤った原産地名でラベルを作成し、販売した。	体制不備 ヒューマンエラー ・仕入れ先と仕入担当者との間で産地伝達の方法に認識の齟齬があった ・現品の箱での照合確認体制が整っていなかった	・相互チェック体制の強化を実施 ・作業マニュアルに商品箱の表示確認を追加	・手元で指差呼称をする等、現物と表示とを突き合わせましょう。 ・本事例と逆で、納品箱を使い回ししており、納品箱に正しい産地が表示されていなかった事例もあります。仕入れ先との情報伝達方法をしっかり確認し、間違いのない産地表示を行いましょう。



1. 生鮮食品 小売り

(2) 仕入れ

⑤外装表示

原産地の表示なし

工 程	表 示 ミ ス 事 例	ミ ス の 要 点	改 善 例	日 常 管 理 の ポ イ ン ト
※青果物を包装せずに、店頭でポップ表示をして販売する事例 <pre> graph TD A[企画] --> B[仕入れ] B --> C[加工・調整] C --> D[ラベル作成・表示] D --> E[販売・出荷] </pre>	原産地を表示せずに商品を販売 生鮮のだいこんについて、原産地表示が欠落した状態で販売。 普段は、原産地が記載された外箱で商品を仕入れていたが、変更した仕入先の商品の外箱には、原産地の記載がなかった。 担当者が外箱に原産地の記載があると思ひ込み、そのまま陳列しポップに「産地が外箱に記載」と表示し、販売した。 原産地を表示せずに商品を販売 スライスされたネギの商品について、原産地表示をせずに販売。 仕入先から産地表示のない商品が納品され、十分に確認を行わず、そのまま販売した。	体制不備 ヒューマンエラー 仕入品の表示の有無を確認せず、そのまま陳列 体制不備 ヒューマンエラー 産地情報の表示責任の所在が不明確	・複数名での表示チェック体制を整備。 ・食品表示に関する責任の所在と管理体制を明確化するとともに、入荷時における原産地等の表示状況の確認を徹底。 ・商品陳列時及び開店前にポップと産地の確認を行うこととした。	仕入品の表示が適正になされているかを確認しましょう ヒント 仕入れてきた商品には送り状や納品書等に表示してある場合があり、外箱に表示があるとは限りません。陳列した商品の原産地等の表示の有無を十分に確認する体制ができているかを確認しましょう。 包装された生鮮食品についても正しく表示がされているか確認しましょう ヒント 仕入先に小分け・包装等を依頼した場合、自社と仕入先との分担が不明確であつたりすると、想定通りの表示がなされません。自らが商品の表示を確認できる体制になっているか、チェックしましょう。